17　他の都道府県知事等による応援等

(一)　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間、当該都道府県知事の行う新型インフルエンザ等感染症の患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者（以下「新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者」という。）若しくは当該都道府県知事の行う新感染症の所見がある者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者（以下「新感染症医療担当従事者」という。）又は当該都道府県知事の行う当該新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するための医療を提供する体制の確保に係る業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者（新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者を除く。以下「新型インフルエンザ等感染症医療関係者」という。）の確保に係る応援を他の都道府県知事に対し求めることができるものとした。（第四四条の四の二第一項及び第五一条の二第一項関係）

(二)　都道府県知事は、(一)の間、次のいずれにも該当するときは、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援について調整を行うよう求めることができるものとした。（第四四条の四の二第二項及び第五一条の二第二項関係）

(1)　当該都道府県において、10の(一)による通知（10の(一)の(5)に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づく措置及び医療措置協定（10の(一)の(5)に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）を締結した医療機関が行う当該医療措置協定に基づく措置が適切に講じられてもなお新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新感染症医療担当従事者の確保が困難であり、当該都道府県における医療の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認めること。

(2)　新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発生の状況及び動向その他の事情による他の都道府県における医療の需給に比して、当該都道府県における医療の需給がひっ迫し、又はひっ迫するおそれがあると認めること。

(3)　(一)の求めのみによっては新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者又は新感染症医療担当従事者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めること。

(4)　その他厚生労働省令で定める基準を満たしていること。

(三)　(二)によるほか、都道府県知事は、(一)の間、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認め、かつ、(一)による求めのみによっては新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症予防等業務関係者の確保に係る他の都道府県知事による応援が円滑に実施されないと認めるときは、厚生労働大臣に対し、新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症予防等業務関係者の確保について調整を行うよう求めることができるものとした。（第四四条の四の二第三項及び第五一条の二第三項関係）

(四)　厚生労働大臣は、(二)及び(三)により都道府県知事から応援の調整の求めがあった場合において、全国的な新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発生の状況及び動向その他の事情並びに10の(九)の報告の内容その他の事項を総合的に勘案し特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該都道府県知事の行う新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者若しくは新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症医療担当従事者若しくは新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができるものとした。（第四四条の四の二第五項及び第五一条の二第四項関係）

(五)　(四)によるほか、厚生労働大臣は、(一)の間、全国的な新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため、広域的な人材の確保に係る応援の調整の緊急の必要があると認めるときは、(二)又は(三)による応援の調整の求めがない場合であっても、都道府県知事に対し、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者若しくは新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症医療担当従事者若しくは新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができるものとした。（第四四条の四の二第五項及び第五一条の二第五項関係）

(六)　厚生労働大臣は、(一)の間、全国的な新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の発生の状況及び動向その他の事情を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため、その事態に照らし、広域的な人材の確保に係る応援について特に緊急の必要があると認めるときは、公的医療機関等その他医療機関に対し、新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者若しくは新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症医療担当従事者若しくは新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を求めることができるものとし、応援を求められた公的医療機関等その他医療機関は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないものとした。（第四四条の四の二第六項及び第五一条の二第六項関係）

(七)　他の都道府県知事又は公的医療機関等その他医療機関による新型インフルエンザ等感染症医療担当従事者若しくは新型インフルエンザ等感染症予防等業務関係者又は新感染症医療担当従事者若しくは新感染症予防等業務関係者の確保に係る応援を受けた都道府県は、当該応援に要した費用を負担しなければならないものとした。（第四四条の四の三及び第五一条の三関係）

18　厚生労働大臣による総合調整

(一)　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表を行ったときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等を行うまでの間、都道府県の区域を越えて新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の予防に関する人材の確保又は移送を行う必要がある場合その他当該新型インフルエンザ等感染症又は当該新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する当該新型インフルエンザ等感染症又は当該新感染症のまん延を防止するために必要な措置に関する総合調整を行うものとした。（第四四条の五第一項及び第五一条の四第一項関係）

(二)　都道府県知事は、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該都道府県知事及び他の都道府県知事又は医療機関その他の関係者について、(一)の総合調整を行うよう要請することができるものとした。この場合において、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、(一)の総合調整を行わなければならないものとした。（第四四条の五第二項及び第五一条の四第二項関係）

(三)　(一)の場合において、都道府県知事又は医療機関その他の関係者は、(一)の総合調整に関し、厚生労働大臣に対して意見を申し出ることができるものとした。（第四四条の五第三項及び第五一条の四第三項関係）

(四)　厚生労働大臣は、(一)の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事又は医療機関その他の関係者に対し、それぞれ当該都道府県知事又は医療機関その他の関係者が実施する新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止する